

科目名：憲法

| 出題意図 |
|--|
| <p>第1問（必答）は、憲法でも特に著名な判例とそれに関する理論について、基本知識を問うものである。</p> <p>第2問（選択問題）は、それ以外のところで、ある程度深く学習が進んでいれば対応できる問題を用意し、一方は事例問題、一方はいわゆる一行問題とし、また、第1問が人権や司法権・憲法訴訟の分野から出題されがちであることともバランスをとるように心がけ、憲法全般の学習を要求する。第2問（1）のテーマは表現の自由（民事の名誉毀損とその略式手続による差止め）である。</p> |
| 解答のポイント |
| <p>以下の点に触れているかとその深度で採点する（他に有力な論点を発見し展開していれば加点する） 配点は各項目10点を目安とする</p> <p>第1問</p> <p>*これ以外の、薬事法判決、中間審査批判、その特異性などに言及していれば加点する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林法違憲判決の概要が説明されていること（共有林分割制限、審査基準なし、法令違憲など） 2. 目的二分論が何であるかを説明していること（内在的規制と政策的規制の区別、司法審査基準の違い） 3. 目的二分論について評価をしていることと一元論と比較していること 4. 目的二分論を一見放棄しつつ違憲とした最高裁（多数意見）をどう考えるか 5. 私見・論理性・説得力 <p>第2問（1）</p> <p>*北方ジャーナル事件の紹介、事例によることなどに言及していれば加点する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表現の自由の問題で、司法審査基準などが設定できているか、など 2. 差止めを事前抑制と認定し、その場合の判断基準を示せているか 3. 公人の名誉毀損の場合の特殊性 4. 本事案の結論 5. 私見・論理性・説得力 ※単なるアドホックな利益衡量ばかりなら、最大25点まで <p>第2問（2）</p> <p>*二院制の理由、近年の解散の分析、象徴天皇制の意味などに言及していれば加点する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 7条解散とは何か、なぜ生じたか（正当化理由）、現在の運用がそうであることの指摘 2. 対立する学説（議院内閣制均衡本質説、69条説など）の説明 3. 7条解散説の問題点（特に、天皇の国事行為から内閣の行為を創設している点） 4. この理論を維持し続けるのか、具体的にどう運用すべきかなど 5. 私見・論理性・説得力 ※他の有力説の指摘がおよそ皆無なら、最大25点まで |

解答例（論点を凝縮した例を示す。これより適度に長い解答が望ましい）

第1問 森林法は共有林2分の1以下の持分の者からの分割請求はできない定めを置いていた。2分の1ずつの共有者の一方が他方に分割を求めた事案で、最高裁は、森林法のこの規定を憲法違反と判示し、分割請求を認める判断を下した。以前より判例・通説は、経済的自由の規制に関しては自由国家的規制のほかに社会国家的規制が憲法上許容され、前者については中間審査基準（厳格な合理性の基準）が、後者については合理性の基準（明白性の基準）が妥当すると解してきたが、森林法の規制目的には、最終的に下流住民の生命・身体・財産の保護のためという典型的な自由国家的規制と、緑地を保護し観光資源を確保することや、森林業自体の零細化防止という社会国家的規制とが混在しており、本規定規制目的をいずれかに絞りきれないことが指摘できる。最高裁は、本件で、同規定がいずれの規制目的であるかを明言することなく、持分半分のケースで分割不能となることはおよそ不合理であるとして憲法違反と判断したものであり、既に経済的自由規制の目的二分論は無理であることを示唆した判例の立場は首肯できる。ただし、最高裁はこの場合の司法審査基準を明言していないが、二重の基準論に立ち返れば、合理性の基準で統一するのが妥当であろう。酒類販売業免許事件最高裁判決は、酒類販売の免許制は社会国家的規制と解したようであるが、一般財源となる税金は国防から福祉まで広く使われ、自由国家的規制か社会国家的規制かの区別がつかないのであるから、この事例も含め、目的二分論を一般的に否定することが適切であったと思われる。

第2問（1） 出版社Yが週刊誌を刊行することは表現の自由として憲法上保護される。国家機関である裁判所が週刊誌の刊行を差し止めることは第一義的には表現の自由の制約であり、事前抑制にあたる。事前抑制は表現の規制として最も酷いものと認識され、文面審査の対象とするのが学説において一般的である。このため、行政権による表現内容に基づく差し止めである「検閲」に該当せずとも、他に方法がない場合に限定されるべき手法である。このことに鑑みると、全くの公人であるXは、報道される事実関係を否定するのであれば、記者会見やSNSでの反論は可能であり、その憲法13条上の権利である名誉は一旦下がってもそれによって回復可能なものであり、北方ジャーナル事件判決の示したような、選挙が間近に迫っているような事情もなく、Xのこの主張を理由とする裁判所の出版差し止めは違憲だったと考えられる。なお、国会議員の親族であってもAは私人である可能性もあり、その憲法13条上の権利であるプライバシーは一度暴かれれば原状回復不能であるとの反論も予想されるが、本件はXが専ら争っているものであり、事案から想像するに、将来、Aが公職選挙の候補者になる可能性もないではなく、また、争点はAの信教的自由の問題ではなさそうであるので、司法による表現行為の事前差し止めは原則として憲法上許されないとする結論を揺るがすものとは思えない。

第2問（2） 憲法69条は内閣不信任決議可決などの場合に内閣が衆議院を解散できることを定めるが、実際には多くの事例で、これなくとも、憲法7条を根拠に、内閣が衆議院を解散してきたものである。憲法は、国民主権・民主主義を規定するとともに全体として権力分立を保障しており、国会と内閣の関係に照らせば、統治形態として議院内閣制を選択していると考えられる。そうすると、衆議院が内閣不信任決議可決などによって内閣の運命を左右できる以上、内閣もまた衆議院の運命を左右できると考えるのが武器平等である。また、憲法69条の例でしか衆議院の解散ができないとすると、国家的大問題が浮上しても民意を問い難いという弊害もある。ただし、憲法7条は天皇の国事行為を定めるものであるから、これを実質的根拠とすることは不適切である。こういったことから、議院内閣制均衡本質説に従い、内閣不信任決議可決・内閣信任決議否決なき解散を認めるのが妥当である。

科目名：民法

出題意図

第1問は、民法上の基本概念・用語について説明を求めることで、民法全体について基礎知識を有しているか問うものである。

第2問は、民法上の重要な論点について、判例や学説の到達点を踏まえながら、自説の展開を求めることにより、法的な思考力を問うものである。

解答のポイント

第1問

(1) (i) 占有改定とは、譲渡人（代理人）が譲渡物を所持したまま、以後譲受人（本人）のために占有する旨の意思表示をすることで引渡しをすることが説明できており、(ii) (i) に関する適切な具体例をあげられていることが求められる。

(2) (i) 取消方法について、法律行為一般の場合は相手方に対する意思表示（民法123条）だが、婚姻の場合は家庭裁判所に対する婚姻取消しの訴えの提起によること（民法744条1項、747条1項、人事訴訟法2条1号）、(ii) 取消しの効果について、法律行為一般の場合は遡及効が認められているが（民法121条）、婚姻の場合は将来に向かってのみ効力が生じること（民法748条）が適切に説明できていることが求められる。

第2問

(1) 以下の点に触れつつ、論理的に一貫性のある論述が求められる。

(i) 死亡保険金請求権の相続財産該当性に関する判例（最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁等）の立場（受取人固有の権利として取得し、被保険者たる被相続人の相続財産には属しない）を説明できている。

(ii) 死亡保険金請求権の特別受益該当性に関する判例（最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁）の立場（民法903条の特別受益には当たらないが、特段の事情がある場合には同条類推適用により特別受益に準じて持戻しの対象となりうる）を説明できている。

(iii) 上記2点の判例の立場の当否について自説の展開ができている。

(2) 以下の点に触れつつ、論理的に一貫性のある論述が求められる。

(i) 債権者代位権の事実上の優先弁済機能の内容（代位債権者が被代位権利を代位行使し、第三債務者に自己へ弁済させたうえで、弁済として受領した物の返還債務と被保全債権を相殺することで事実上優先弁済を受けたことと同じ効果を得られる）を適切に説明できている。

(ii) 債権者代位権の事実上の優先弁済機能を認めることについて肯定的な見解と否定的な見解の双方に触れながら、自説の展開ができている。

科目名：商法

| |
|--|
| 出題意図 |
| <p>[第1問] は、会計帳簿等の閲覧等の請求に関する理解を問うものである。</p> <p>[第2問] は、出資の履行を仮装した募集株式の発行の効力に関する理解を問うものである。</p> |
| 解答のポイント |
| <p>[第1問]</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法 433 条 1 項の趣旨2. 「会計帳簿又はこれに関する資料」の意義3. 「当該請求の理由を明らかにしてしなければならない」ことの意義 <p>[第2問]</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法 209 条 2 項及び 3 項の趣旨2. 自説に基づいた会社法 208 条 5 項の位置付け3. 反対説の論拠およびこれに対する批判 |

科目名：租税法

| |
|---|
| <p>出題意図</p> <p>いずれも修士論文の執筆に必要となる租税法の基本的知識・理解を問う問題である。</p> <p>第1問は国際課税の基礎となる課税管轄権との結びつきについて問う出題である。第2問は重要判例の理解を前提として、所得課税に係る納税義務者の区分について確認する出題である。</p> |
| <p>解答のポイント</p> <p>第1問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際租税法における課税管轄権の2つのアプローチである居住地管轄 (residence jurisdiction) および源泉地管轄 (source jurisdiction) について適切な説明がされていること。 2. 課税権の重複 (二重課税) が発生する場合、日本では租税条約や外国税額控除に基づく二重課税の軽減がなされることを説明すること。 3. 居住地管轄に基づくと全世界所得 (world-wide income) に課税が、源泉地管轄に基づくと国内源泉所得 (domestic source income) に課税が行われることなどを具体例として述べること。 <p>第2問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の所得税法における納税義務者の定義 (所得税法2条1項、同法5条)、また、課税所得の範囲 (所得税法7条) の適切な説明がされていること。 2. Permanent Traveler の居住地判定を行い、その課税範囲について論じること。 3. 武富士事件 ((最高裁平成23年2月18日第二小法廷判決 (訟月59巻3号864頁)) における住所の意義 (生活の本拠の意義) について述べること。 |

科目名：経済法

| |
|--|
| 出題意図 |
| <p>[第1問] 企業結合規制を具体的な事案に即して考える能力を問う。</p> <p>[第2問] フリーランス法の概要を適切に把握しているか確認する。</p> |
| 解答のポイント |
| <p>[第1問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件はX社とY社の企業結合（株式取得）が問題となる案件であり、独占禁止法第10条が検討法条となる。 2. 本件における市場は、「大企業向けの貸し出し」と「中小企業向けの貸し出し」、さらに後者は県北部と南部に分けて考えられる。 3. 大企業向けの市場においては、隣接県からの競争圧力が考えられる。他方で、中小企業向けは特に南部において、県外銀行等へのアクセスが容易ではなく、株式取得が認められないと判断する余地がある。 4. 金利のモニタリング等の問題解消措置があることで、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない可能性が高まる。 <p>[第2問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本法律は、「業務委託」の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの（フリーランス）を対象とし、フリーランスに係る取引の適正化及び就業環境の整備を図ることを目的とする。 2. 同法の下では、発注事業者は、フリーランスに業務を委託した際には取引条件を明示すること、明示された期日内に報酬を支払うこと、給付の受領拒否等の特定の行為をしてはならないこと等が定められている。 3. 行政機関はフリーランスからの申出に応じて調査や指導・助言、勧告、命令・公表を行うことになる。 4. その他、同法に関連する適切な情報を用いて説明がなされている。 |

科目名：労働法

出題意図

いずれも労働法の基本的理解を問う問題である。

[第1問]は、競業避止義務が有効と認められるための条件や裁判例の判断枠組みについて論じることを求めるものである。[第2問]は、男女雇用機会均等法の展開や規制内容についての理解を問う問題である。[第3問]は雇止めの効力が争われている基本的な事例問題である。

解答のポイント**[第1問]**

1. 競業避止義務を課す根拠となる使用者の利益やこれを認めた場合に制約される労働者の利益に触れているか。
2. 在職中と退職後の場合の違いを意識した上で、必要とされる根拠について説明されているか。
3. 競業避止合意が公序良俗（民法第90条）に反するかを判断するにあたり、裁判例において挙げられている考慮要素に触れているか。

[第2問]

1. 男女雇用機会均等法制定の経緯や、当初、多くの規定が努力義務として規定されていたことなどについて触れているか。
2. 性差別を両面的に禁止する規制が設けられていることについて説明されているか。
3. セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する事業主の措置義務について言及されているか。

[第3問]

1. 労働契約法第19条の内容を踏まえて、雇止めの有効性判断枠組みを定立できているか。
2. 上記判断枠組みの下、具体的事情を適切に当てはめられているか。
3. 不更新条項が上記判断に与える影響を踏まえた上で検討ができているか。

科目名：知的財産法

| |
|--|
| 出題意図 |
| 本問は、不正競争防止法に規定された不正競争行為の一類型である形態模倣の規制についての理解を問うものである。 |
| 解答のポイント |
| <ol style="list-style-type: none">1. 不正競争防止法第2条第1項第3号の提示2. 本号が平成5年の不正競争防止法の改正において措置された背景、本号の趣旨について説明3. 規制対象行為（第3号のほか、第2条第4項・第19条第1項第6号等）について、適宜裁判例等も交えつつ説明4. その他（請求権者等） |

科目名：開発協力論

| |
|--|
| 出題意図 |
| 「SDGs：持続可能な開発目標」が、数年後にその達成年を迎えるにあたって、その後継を考えることを通じて、現行制度についてどこまで理解しているかを問う問題。ポストSDGsは、現在の世界が直面している状況についての確かな洞察を前提としなければ考案できないものである。なお、SDGsは、いまや、開発協力に携わる者でなくても広く知られるようになった概念であり、開発協力を専門とするのであれば一通りの知識を持っていることが期待される。 |
| 解答のポイント |
| <ol style="list-style-type: none">1. 現状のSDGsについて、的確な理解ができていること。2. 現状のSDGsが抱える課題や限界について、先行研究等で指摘されている論点を踏まえていること。そうした知見を持ちあわせていない場合であったとしても、自ら批判的な視点に立っていること。3. 国際開発コミュニティにおいて既に開始されている、ポストSDGsについての議論を踏まえていること。そうした知見を持ちあわせていない場合であったとしても、<u>現行制度の課題や限界</u>を踏まえて、自ら独創的な構想を打ち出していること。4. 解答を通じて論理が首尾一貫していること。 |

科目名：国際行政論

| |
|--|
| 出題意図 |
| 国際行政や国際政治を理解するうえでの重要概念である権力のあり方の変化について論じさせることを通じて、論理操作力（具体的な事象を抽象的な概念を使って説明・分析し、逆に具体的な事象をもって抽象的な命題を論証する能力）、および文章表現力（自分が主張したいことを論理的で簡潔な文章にして他者に的確に伝える能力）を測ること。 |
| 解答のポイント |
| <ol style="list-style-type: none">1. 権力が適切に定義されていること。他人に、その意思に反して何かをさせ、あるいはさせない能力という伝統的な定義でも、権力を行使されている者がそのことを意識していないという密かな権力行使形態を含む定義でも良い。2. 問題文に掲げた見解を踏まえて、解答者の見解が明確かつ論理的に展開されていること。3. 解答者の見解が、具体的な例によって適切に補強されていること。4. なお、解答者がモイセス・ナイムの見解を知っていることは必要とはしない。 |